

令和 4 年度に実施する撤去工事等に関する基本計画書(案)の概要

- (1) その他地下水の集水・貯留・送水施設 (③-1 揚水井) 及び⑧地下水の観測施設 (観測井) の撤去工事
- (2) その他地下水の集水・貯留・送水施設 (③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ) 及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設 (⑦-2 下流側の排水路) の撤去工事
- (3) その他施設 (⑥-1-1 積替え施設 (上部)) の撤去工事
- (4) その他施設 (⑥-1-2 積替え施設 (下部)、⑥-1-3 トラックスケール、⑥-4-2 処分地内道路部 (積替え施設周辺)) の撤去工事
- (5) ⑩処分地の整地関連工事 (地下水の自然浄化対策の実施期間)、その他施設 (⑥-4-4 導水管呑口部) 及び⑪地下水浄化関連の改修工事

1. 各工事の概要

令和 4 年度の下期に実施する上記の工事に関する基本的な事項の概要を整理する。

なお、(1) その他地下水の集水・貯留・送水施設 (③-1 揚水井) 及び⑧地下水の観測施設 (観測井) の撤去工事、(2) その他地下水の集水・貯留・送水施設 (③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ) 及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設 (⑦-2 下流側の排水路) の撤去工事、(5) ⑩処分地の整地関連工事 (地下水の自然浄化対策の実施期間)、その他施設 (⑥-4-4 導水管呑口部) 及び⑪地下水浄化関連の改修工事については、地下水検討会で検討中であり、その結果により撤去の時期やその対象が変わる場合がある。

今回で第 II 期工事での全ての施設の基本計画書(案)の審議が終了する。

2. 対象となる撤去施設と工事の実施形態

今回の工事の対象施設と実施形態を表1に示す。なお、施設番号は本検討会資料(備)第16回II/4 別紙1で示されたものであり、今後はこれを共通で使用する。

表1 対象となる撤去施設と工事の実施形態

施設番号	施設名	施設の役割	工事の実施形態		
③-1	揚水井	③その他地下水の集水・貯留・送水施設	使用資材や廃棄物が少ないことから、施工時期の分散化のため、適当な時期に撤去する。	一括して発注。	
⑧	観測井	⑧地下水の観測施設	使用資材や廃棄物が少ないことから、施工時期の分散化のため、適当な時期に撤去する。		
③-3	貯留トレンチ	③その他地下水の集水・貯留・送水施設	雨水排水処理対策等のため、その撤去はできる限り後段で対応する。	一括して発注 ^{※1} 。	
③-4	新貯留トレンチ				
⑦-2	下流側の排水路	⑦処分地外周からの雨水の集水・排除施設	雨水排水処理対策等のため、2重となっている外周排水路のうち、上流側以外はできる限り後段で対応する。		
⑥-4-4	導水管呑口部	⑥その他の施設	整地関連工事に併せて改修する。		
⑩	処分地内整地	⑩処分地の整地関連	各施設の撤去後。		
⑪-1	浸透池(区画11)	⑪地下水浄化関連	整地関連工事に併せて改修する。		
⑪-2	浸透池(区画30)				
⑪-3	浸透池(D測線西側)				
⑥-1-1	積替え施設(上部) ^{※2}	⑥その他の施設	廃材等の集積・積替え等のため、その撤去はできる限り後段で対応する。		一括して発注。
⑥-1-2	積替え施設(下部) ^{※2}	⑥その他の施設	廃材等の集積・積替え等のため、その撤去はできる限り後段で対応する。		
⑥-1-3	トラックスケール				
⑥-4-2	処分地内道路部(積替え施設周辺) ^{※3}			—	

※1 貯留トレンチ等の撤去は、隣接する処分地の整地関連工事と使用する重機が同じで、工程管理を行う上で一体的に施工監理することが効率的と判断したため、一括して発注する。

※2 下部のコンクリート基礎の撤去は、隣接する処分地内道路の撤去と使用する重機や発生する廃棄物の種類が同様であり、一体的に施工することが効率的と判断したため、上部のテント及び鉄骨の撤去工事とは分割して発注している。

※3 処分地内道路の撤去工事において、⑥-4-3 導水管、⑥-4-5 豊島のこころ資料館横の側溝は残置する。

3. 対象施設の位置及び数量

それぞれの撤去工事の撤去対象の位置を図1、撤去対象施設の内容等を表2に示す。

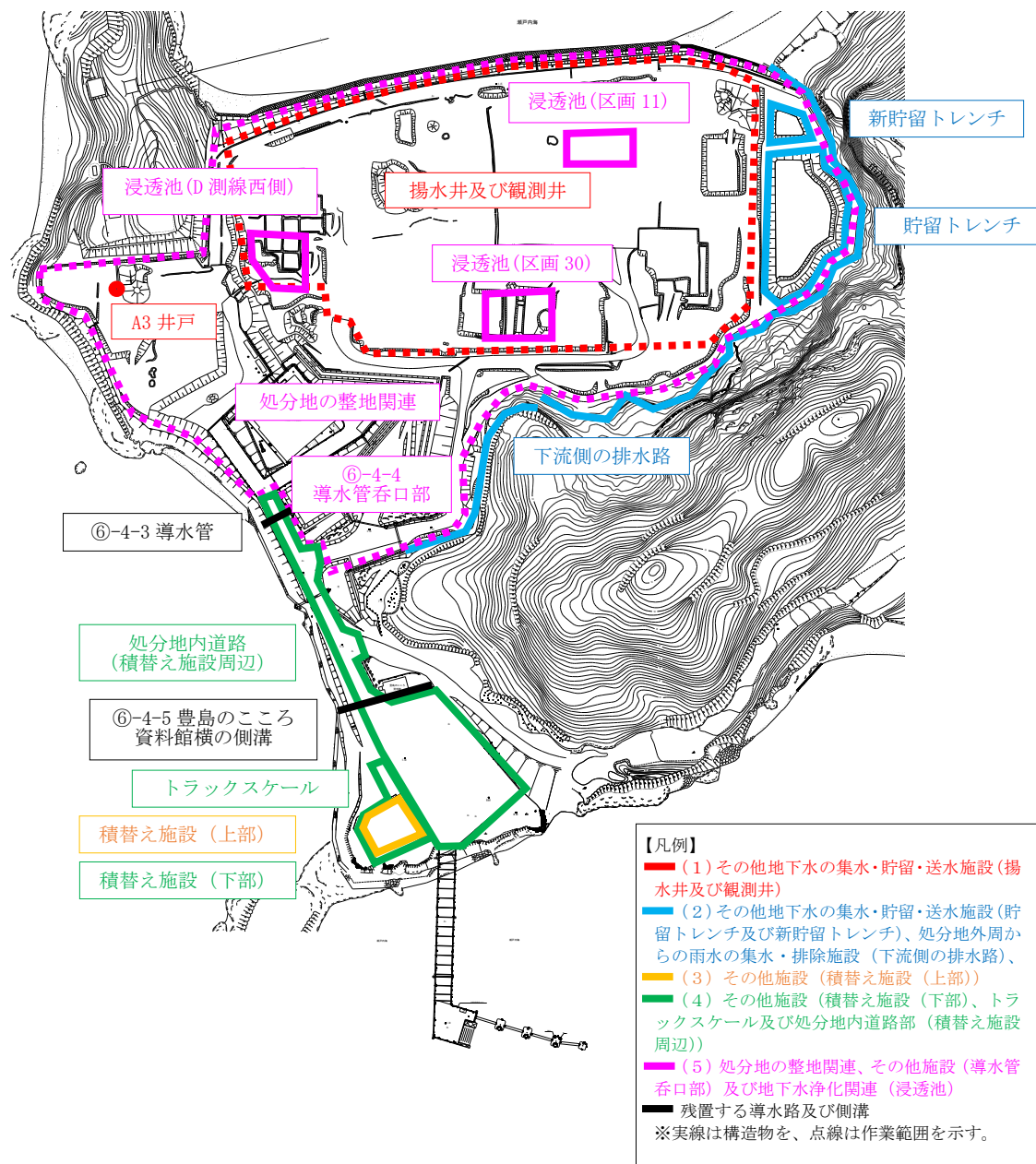


図1 撤去対象施設の位置

表2 撤去工事の撤去対象物と数量

施設番号	撤去対象物（処理対象物）	概算重量
③-1	揚水井（廃プラスチック類）	5 t
③-3	遮水シート（廃プラスチック類）	8 t
	押えコンクリート（コンクリート塊）	330 t
③-4	遮水シート（廃プラスチック類）	2 t
	押えコンクリート（コンクリート塊）	50 t
⑥-1-1	テント（廃プラスチック類）	12 t
	鉄骨（金属類）	120 t
⑥-1-2	コンクリート基礎（コンクリート塊）	670 t
⑥-1-3	トラックスケール（金属類）	6 t
⑥-4-2	アスファルト舗装（アスファルト・コンクリート塊）等	1,160 t
	路盤材	2,200 t
⑦-2	水路（コンクリート塊）	250 t
⑧	観測井（廃プラスチック類）	10 t

4. 工期及び手続き

(1)～(5)の撤去工事は、本検討会にて基本計画書の審議・了承後に発注仕様書を作成し、入札を実施する。

今後の手続きについて、表3に示す。

表3 各工事の手続き状況等

手続き事項	手続きの内容	
	(1)	(2)及び(5)*
施設番号	③-1並びに⑧	③-3、③-4、⑦-2、⑥-4-4、⑩並びに⑪
撤去等の実施事業者	未定	
工期	R4.9～R5.1（予定）	R4.9～R5.3（予定）
手続きの状況	基本計画書の審議	第16回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議
	発注仕様書の作成	R4.8予定 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	未定
	実施事業者の決定	未定
	実施計画書の審議	第17回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議予定

*貯留トレンチ等の撤去は、隣接する処分地の整地関連工事と使用する重機が同じで、工程管理を行う上で一体的に施工監理することが効率的と判断したため、一括して発注する。

(次頁に続く)

表3 各工事の手続き状況等（続き）

手続き事項		手続きの内容	
		(3)	(4)
施設番号		⑥-1-1	⑥-1-2、⑥-1-3 並びに⑥-4-2
撤去等の実施事業者		未定	
工期		R4.9～R4.12（予定）	R4.9～R5.3（予定）
手続きの状況	基本計画書の審議	第16回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議	
	発注仕様書の作成	R4.8 予定 建築物解体工事共通仕様書により発注	R4.8 予定 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	未定	
	実施事業者の決定	未定	
	実施計画書の審議	第17回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議予定	

5. 順守すべきガイドライン及びマニュアル等

撤去工事の実施に当たっては、「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針（令和2年11月3日策定）」及び「Ⅲ.6-1 豊島専用栈橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル（令和4年3月11日策定）」等関連ガイドライン、マニュアル等に準拠する。

6. 今後の予定

今後、基本計画書(案)について、本検討会で審議いただき、そこで了承を得たうえで発注手続きを開始する。工事において生じる解体撤去物等の運搬を含め、具体的な撤去工事の内容については、受注業者決定後に撤去検討会にて実施計画書(案)を審議することとしている。撤去工事の着手については、その審議・了承後に行う予定である。

なお、今後の地下水検討会の検討結果により、撤去の時期やその対象が変わる場合があるが、その際には実施計画書において変更内容を反映させる対応としたい。

7. 基本計画書(案)の作成

基本計画書(案)は以下に掲げるものであり、それぞれ別に示す。

- ・Ⅱ／6（1）その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-1 揚水井）及び⑧地下水の観測施設（観測井）の撤去工事に関する基本計画書(案)
- ・Ⅱ／6（2）その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ）及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設（⑦-2 下流側の排水路）の撤去工事に関する基本計画書(案)
- ・Ⅱ／6（3）その他施設（⑥-1-1 積替え施設（上部））の撤去工事に関する基本計画書(案)
- ・Ⅱ／6（4）その他施設（⑥-1-2 積替え施設（下部）、⑥-1-3 トラックスケール、⑥-4-2 処分地内道路部（積替え施設周辺））の撤去工事に関する基本計画書(案)

- ・ II / 6 (5) ⑩処分地の整地関連工事（地下水の自然浄化対策の実施期間）、その他施設（⑥-4-4 導水管呑口部）及び⑪地下水浄化関連の改修工事に関する基本計画書(案)

その他地下水の集水・貯留・送水施設 (③-1 揚水井) 及び
⑧地下水の観測施設 (観測井) の撤去工事に関する基本計画書 (案)

1. 対象となる撤去施設と工事の実施形態

対象施設と工事の実施形態を表 1 に示す。なお、施設番号は本検討会資料撤 第 16 回 II / 4 別紙 1 で示されたものであり、今後はこれを共通で使用する。

表 1 対象となる撤去施設と工事の実施形態

施設番号	施設名	施設の役割	工事の実施形態	
③-1	揚水井	③その他地下水の集水・貯留・送水施設	使用資材や廃棄物が少ないことから、施工時期の分散化のため、適当な時期に撤去する。	一括して発注。
⑧	観測井	⑧地下水の観測施設	使用資材や廃棄物が少ないことから、施工時期の分散化のため、適当な時期に撤去する。	

2. 工事の内容

その他地下水の集水・貯留・送水施設 (③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ) 及び⑦処分地外周からの雨水の集水・排除施設 (下流側の排水路) の撤去工事、⑩処分地の整地関連工事 (地下水の自然浄化対策の実施期間) と工程調整を行いながら、地下水計測点である区画⑪、⑫、⑬及び (B+40, 2+30) の観測井と B5 以外の井戸 138 本を撤去する。

なお、本工事に関連する追加的浄化対策の継続/終了については、地下水検討会で検討中であり、その結果により撤去の時期やその対象が変わる場合がある。

ボーリングマシンにて井戸の外周の削孔を行い、周辺土砂との縁切りを行った後、井戸をクレーンで引抜き撤去する。

引抜き跡については、埋戻しを行い、上記整地関連工事にて、地表部分の整地を行う。

撤去対象の位置を図 1、撤去対象施設の内容等を表 2 及び写真 1、2 に示す。

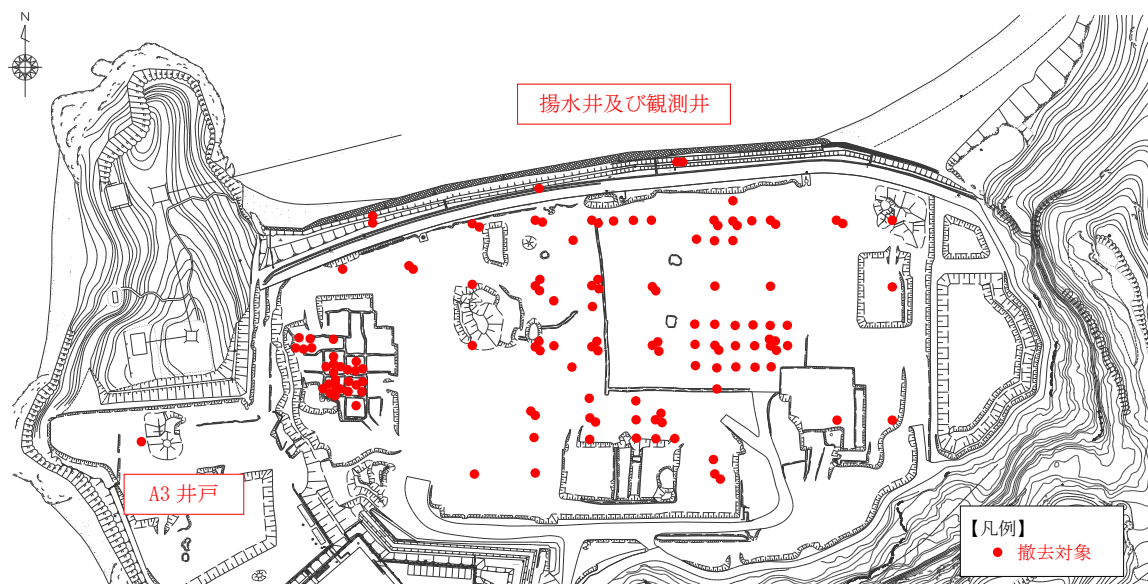


図1 撤去対象施設の位置

表2 撤去工事の撤去対象物と数量

施設番号	撤去対象物 (処理対象物)	概算重量
③-1	揚水井 (廃プラスチック類)	5 t
⑧	観測井 (廃プラスチック類)	10 t

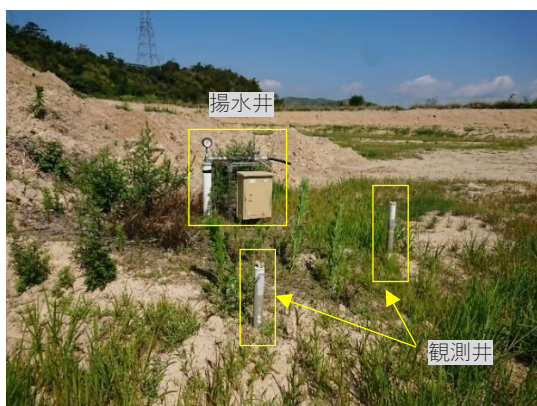


写真1 揚水井及び観測井 (区画③)

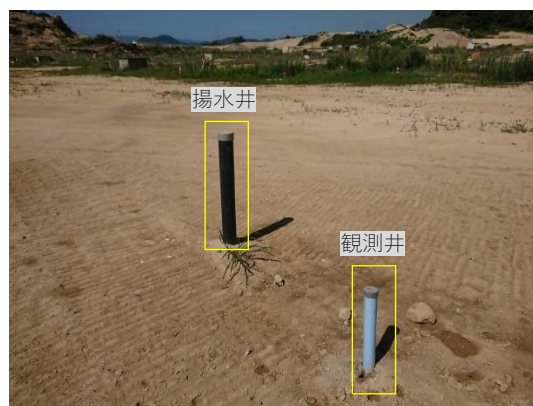


写真2 揚水井及び観測井 (区画⑥)

3. 工期及び手続き

撤去工事は本検討会にて基本計画書の審議・了承後に発注仕様書を作成し、入札を実施する。今後の手続きについて、表3に示す。

表3 撤去工事の手続き状況等

手続き事項		手続きの内容
撤去等の実施事業者		未定
工期		R4.9～R5.1（予定）
手続きの状況	基本計画書の審議	第16回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議
	発注仕様書の作成	R4.8 予定 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	未定
	実施事業者の決定	未定
	実施計画書の審議	第17回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議予定

4. 順守すべきガイドライン及びマニュアル等

撤去工事の実施に当たっては、「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針（令和2年11月3日策定）」及び「Ⅲ.6-1 豊島専用栈橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル（令和4年3月11日策定）」等関連ガイドライン、マニュアル等に準拠する。

5. 今後の予定

今後、基本計画書(案)について、本検討会で審議いただき、そこで了承を得たうえで発注手続きを開始する。具体的な工事の内容については、受注業者決定後に撤去検討会にて実施計画書(案)を審議することとしている。

なお、今後の地下水検討会の検討結果により、撤去の時期やその対象が変わる場合があるが、その際には実施計画書において変更内容を反映させる対応としたい。

その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ）
及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設（⑦-2 下流側の排水路）の
撤去工事に関する基本計画書（案）

1. 対象となる撤去施設と工事の実施形態

対象施設と工事の実施形態を表1に示す。なお、施設番号は本検討会資料撤第16回Ⅱ／4別紙1で示されたものであり、今後はこれを共通で使用する。

表1 対象となる撤去施設と工事の実施形態

施設番号	施設名	施設の役割	工事の実施形態	
③-3	貯留トレンチ	③その他地下水の集水・貯留・送水施設	雨水排水処理対策等のため、その撤去はできる限り後段で対応する。	一括して発注。
③-4	新貯留トレンチ			
⑦-2	下流側の排水路	⑦処分地外周からの雨水の集水・排除施設	雨水排水処理対策等のため、2重となっている外周排水路のうち、上流側以外はできる限り後段で対応する。	

※貯留トレンチ等の撤去は、隣接する処分地の整地関連工事と使用する重機が同じで、工程管理を行う上で一体的に施工監理することが効率的と判断したため、(5) ⑩処分地の整地関連工事（地下水の自然浄化対策の実施期間）、その他施設（⑥-4-4 導水管呑口部）及び⑪地下水浄化関連の改修工事と一括して発注する。

2. 工事の内容

貯留トレンチについては、貯まっている水を浸透池に排水した後、汚泥の分析を行い適切に処理し、遮水シートを剥ぎ取り、押えコンクリートを撤去する。

新貯留トレンチについては、貯まっている水を浸透池に排水した後、内部の土砂（別紙）を撤去し、遮水シートを剥ぎ取り、押えコンクリートを撤去する。

下流側の排水路については、重機にて取壊し撤去する。

なお、本工事に関連する追加的浄化対策の継続/終了については、地下水検討会で検討中であり、その検討結果により撤去の時期やその対象が変わる場合がある。

貯留トレンチ、新貯留トレンチ及び下流側の排水路の撤去にあたっては、⑩処分地の整地関連工事（地下水の自然浄化対策の実施期間）、その他施設（⑥-4-4 導水管呑口部）及び⑪地下水浄化関連の改修工事と工程調整を行う。

撤去対象の位置を図1、撤去対象施設の内容等を表2及び写真1～3に示す。

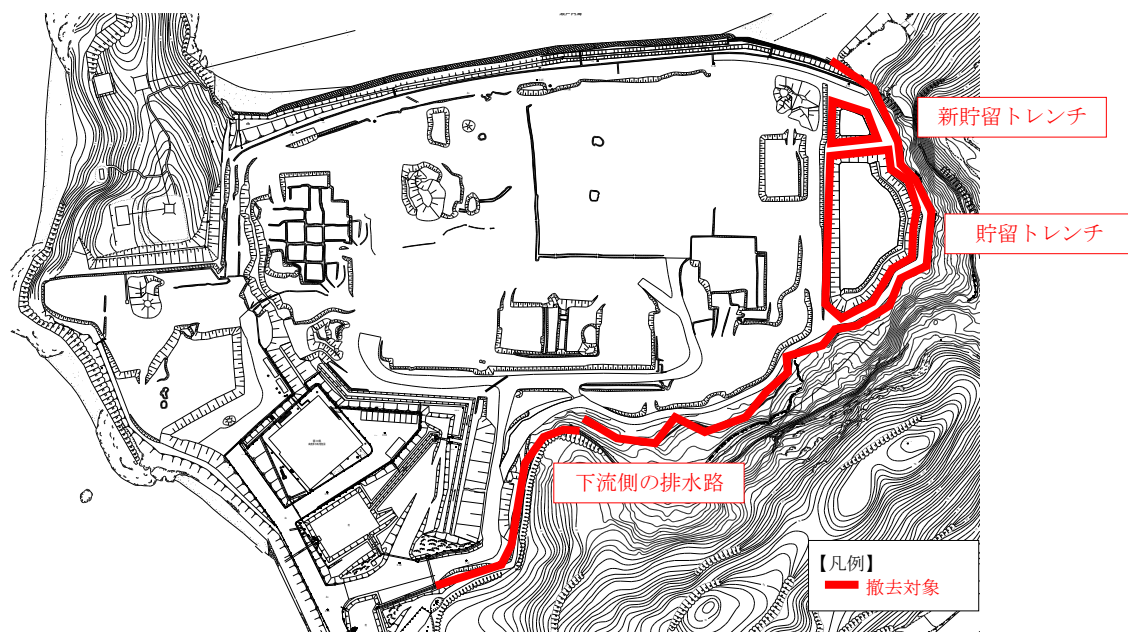


図1 撤去対象施設の位置

表2 撤去工事の撤去対象物と数量

施設番号	撤去対象物 (処理対象物)	概算重量
③-3	遮水シート (廃プラスチック類)	8 t
	押えコンクリート (コンクリート塊)	330 t
③-4	遮水シート (廃プラスチック類)	2 t
	押えコンクリート (コンクリート塊)	50 t
⑦-2	水路 (コンクリート塊)	250 t



写真1 貯留トレンチ



写真2 新貯留トレンチ



写真3 下流側の排水路

3. 工期及び手続き

撤去工事は本検討会にて基本計画書の審議・了承後に発注仕様書を作成し、入札を実施する。今後の手続きについて、表3に示す。

表3 撤去工事の手続き状況等

手続き事項		手続きの内容※
撤去等の実施事業者		未定
工期		R4.9～R5.3（予定）
手続きの状況	基本計画書の審議	第16回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議
	発注仕様書の作成	R4.8 予定 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	未定
	実施事業者の決定	未定
	実施計画書の審議	第17回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議予定

※貯留トレンチ等の撤去は、隣接する処分地の整地関連工事と使用する重機が同じで、工程管理を行う上で一体的に施工監理することが効率的と判断したため、(5) ⑩処分地の整地関連工事（地下水の自然浄化対策の実施期間）、その他施設（⑥-4-4 導水管呑口部）及び⑪地下水浄化関連の改修工事と一括して発注する。

4. 順守すべきガイドライン及びマニュアル等

撤去工事の実施に当たっては、「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針（令和2年11月3日策定）」及び「Ⅲ.6-1 豊島専用栈橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル（令和4年3月11日策定）」等関連ガイドライン、マニュアル等に準拠する。

5. 今後の予定

今後、基本計画書(案)について、本検討会で審議いただき、そこで了承を得たうえで発注手続きを開始する。具体的な工事の内容については、受注業者決定後に撤去検討会にて実施計画書(案)を審議することとしている。

なお、今後の地下水検討会の検討結果により、撤去の時期やその対象が変わる場合があるが、その際には実施計画書において変更内容を反映させる対応としたい。

新貯留トレンチ内の土砂

1. 概要

新貯留トレンチ内の土砂については、過去に 1,4-ジオキサンによる揮発性有機化合物汚染が確認された掘削土を、新貯留トレンチ内で水洗浄したものであり、土壌溶出量試験の結果、汚染のないことを確認している。

このため、新貯留トレンチ内の土砂は、処分地内の整地工事に有効利用する。

2. 新貯留トレンチ内の土砂の汚染状況

揮発性有機化合物汚染を対象とした溶出量試験を実施した。その結果は土壌汚染対策法に基づく基準に適合しており、問題がないことを確認した（表 1）。

表 1 土壌溶出量試験の結果

検 査 項 目	検 査 結 果 (mg/L)	
	令和3年11月4日	土壌溶出量基準
クロロエチレン	<0.0002	0.002
四塩化炭素	<0.0002	0.002
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	0.004
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	0.1
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	0.04
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	0.002
ジクロロメタン	<0.002	0.02
テトラクロロエチレン	<0.001	0.001
1,1,1-トリクロロエタン	<0.1	1
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	0.006
トリクロロエチレン	<0.001	0.01
ベンゼン	<0.001	0.01
1,4-ジオキサン	<0.005	0.005

※検査方法は、平成 15 年 3 月 6 日付環境省告示第 18 号に規定する方法による。

3. 今後の対応

新貯留トレンチ内の土砂は、処分地内の整地工事に有効利用する。

その他施設（⑥-1-1 積替え施設（上部））の撤去工事に関する基本計画書（案）

1. 対象となる撤去施設と工事の実施形態

対象施設と工事の実施形態を表1に示す。なお、施設番号は本検討会資料撤第16回Ⅱ／4別紙1で示されたものであり、今後はこれを共通で使用する。

表1 対象となる撤去施設と工事の実施形態

施設番号	施設名	施設の役割	工事の実施形態
⑥-1-1	積替え施設（上部）※	⑥その他の施設	廃材等の集積・積替え等のため、その撤去はできる限り後段で対応する。

※下部のコンクリート基礎の撤去は、隣接する処分地内道路の撤去と使用する重機や発生する廃棄物の種類が同様であり、一体的に施工することが効率的と判断したため、上部のテント及び鉄骨の撤去工事とは分割して発注している。

2. 工事の内容

県は事前に保管中の土壌を撤去する。

受注者は、足場を設置し、テントを外した後、鉄骨を切断しながら撤去を行う。

解体した鋼材や廃プラスチック類は分別・集積したうえで、運搬・再生利用等を行う。

なお、その他施設（⑥-1-2 積替え施設（下部）、⑥-1-3 トラックスケール、⑥-4-2 処分地内道路部（積替え施設周辺））の撤去工事と工程調整を行う。

撤去対象の位置を図1、撤去対象施設の内容等を表2及び写真1に示す。

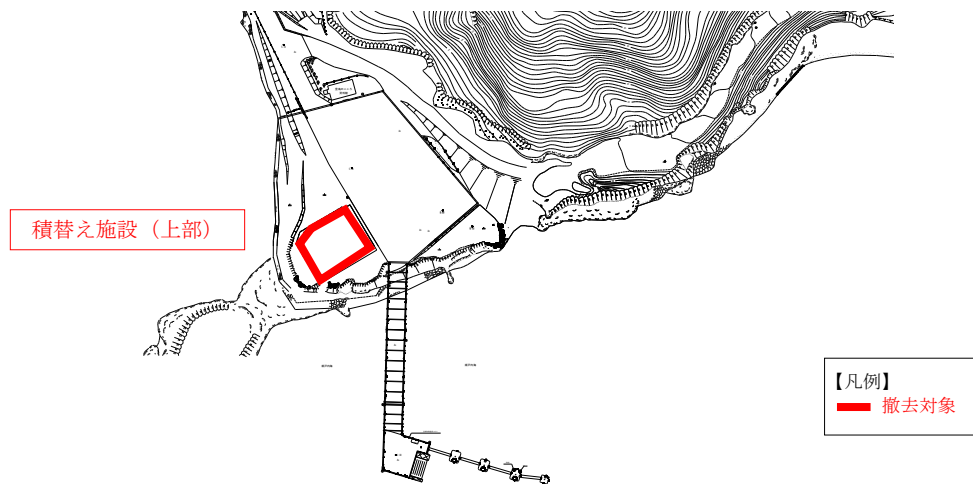


図1 撤去対象施設の位置

表2 撤去工事の撤去対象物と数量

施設番号	撤去対象物（処理対象物）	概算重量
⑥-1-1	テント（廃プラスチック類）	12 t
	鉄骨（金属類）	120 t



写真 1 積替え施設（上部）

3. 工期及び手続き

撤去工事は本検討会にて基本計画書の審議・了承後に発注仕様書を作成し、入札を実施する。今後の手続きについて、表 3 に示す。

表 3 撤去工事の手続き状況等

手続き事項		手続きの内容
撤去等の実施事業者		未定
工期		R4. 9～R4. 12（予定）
手続きの状況	基本計画書の審議	第 16 回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議
	発注仕様書の作成	R4. 8 予定 建築物解体工事共通仕様書により発注
	入札公告	未定
	実施事業者の決定	未定
	実施計画書の審議	第 17 回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議予定

4. 順守すべきガイドライン及びマニュアル等

撤去工事の実施に当たっては、「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針（令和 2 年 11 月 3 日策定）」及び「Ⅲ. 6-1 豊島専用栈橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル（令和 4 年 3 月 11 日策定）」等関連ガイドライン、マニュアル等に準拠する。

5. 今後の予定

今後、基本計画書(案)について、本検討会で審議いただき、そこで了承を得たうえで発注手続きを開始する。なお、具体的な工事の内容については、受注業者決定後に撤去検討会にて実施計画書(案)を審議することとしている。

その他施設（⑥-1-2 積替え施設（下部）、⑥-1-3 トラックスケール、⑥-4-2 処分地内道路部（積替え施設周辺））の撤去工事に関する基本計画書（案）

1. 対象となる撤去施設と工事の実施形態

対象施設と工事の実施形態を表1に示す。なお、施設番号は本検討会資料撤第16回Ⅱ／4別紙1で示されたものであり、今後はこれを共通で使用する。

表1 対象となる撤去施設と工事の実施形態

施設番号	施設名	施設の役割	工事の実施形態	
⑥-1-2	積替え施設（下部）※1	⑥その他の施設	廃材等の集積・積替え等のため、その撤去はできる限り後段で対応する。	一括して発注。
⑥-1-3	トラックスケール			
⑥-4-2	処分地内道路部（積替え施設周辺）※2		—	

※1 下部のコンクリート基礎の撤去は、隣接する処分地内道路の撤去と使用する重機や発生する廃棄物の種類が同様であり、一体的に施工することが効率的と判断したため、上部のテント及び鉄骨の撤去工事とは分割して発注している。

※2 処分地内道路の撤去工事において、⑥-4-3 導水管、⑥-4-5 豊島のこころ資料館横の側溝は残置する。

2. 工事の内容

積替え施設（下部）のコンクリート基礎、トラックスケール、処分地内道路のアスファルト舗装及びコンクリート構造物等を撤去する。

なお、その他施設（⑥-1-1 積替え施設（上部））の撤去工事と工程調整を行い、積替え施設（上部）のテント及び鉄骨の撤去後、積替え施設（下部）のコンクリート基礎を撤去する。

アスファルト舗装下の路盤材については、**別紙**に示すように、汚染状態を確認するため搬出前に土壌汚染対策法に基づき900m³ごとに溶出量試験及び含有量試験を行った上で、豊島内で有効利用する。

トラックスケールについては、廃棄物等の搬出時の過積載防止のための重量確認に使用しており、2月頃取壊す予定としている。トラックスケール撤去後に、廃棄物等の搬出が生じた場合は、事前に調べた同種廃棄物の密度と容積の積で推定し、過積載を防止する。

撤去対象の位置を図1、撤去対象施設の内容等を表2及び写真1～2に示す。

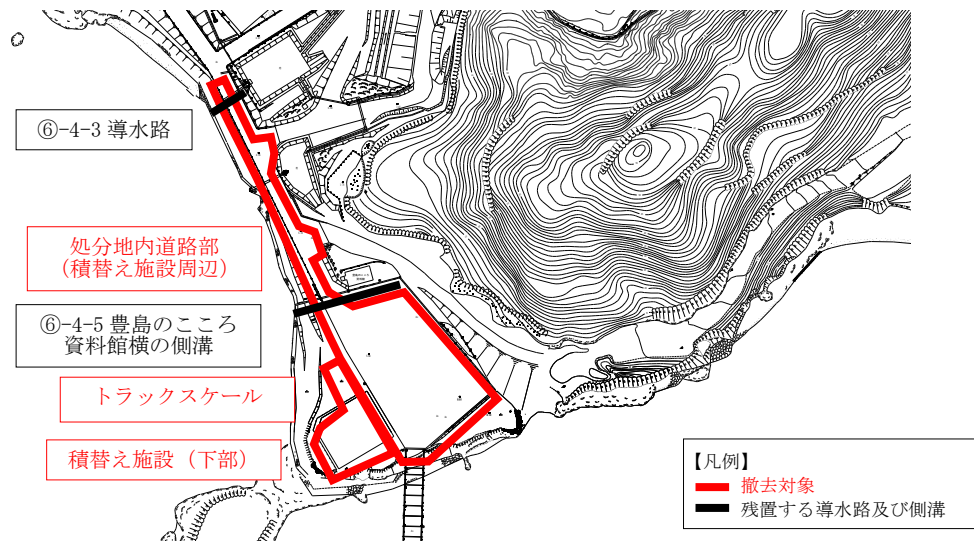


図1 撤去対象施設の位置

表2 撤去工事の撤去対象物と数量

施設番号	撤去対象物 (処理対象物)	概算重量
⑥-1-2	コンクリート基礎 (コンクリート塊)	670 t
⑥-1-3	トラックスケール (金属類)	6 t
⑥-4-2	アスファルト舗装 (アスファルト・コンクリート塊) 等	1,160 t
	路盤材	2,200 t



写真1 積替え施設 (下部)



写真2 処分地内道路部



写真3 トラックスケール

3. 工期及び手続き

撤去工事は本検討会にて基本計画書の審議・了承後に発注仕様書を作成し、入札を実施する。今後の手続きについて、表3に示す。

表3 撤去工事の手続き状況等

手続き事項		手続きの内容
撤去等の実施事業者		未定
工期		R4.9～R5.3（予定）
手続きの状況	基本計画書の審議	第16回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議
	発注仕様書の作成	R4.8 予定 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	未定
	実施事業者の決定	未定
	実施計画書の審議	第17回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議予定

4. 順守すべきガイドライン及びマニュアル等

撤去工事の実施に当たっては、「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針（令和2年11月3日策定）」及び「Ⅲ.6-1 豊島専用栈橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル（令和4年3月11日策定）」等関連ガイドライン、マニュアル等に準拠する。

5. 今後の予定

今後、基本計画書(案)について、本検討会で審議いただき、そこで了承を得たうえで発注手続きを開始する。具体的な工事の内容については、受注業者決定後に撤去検討会にて実施計画書(案)を審議することとしている。

アスファルト舗装下の路盤材の有効利用

1. 概要

中間保管・梱包施設跡地や高度排水処理施設の周辺のアスファルト舗装下の路盤材については、所要の調査を実施し、JIS A5001 道路用砕石の規格を満足しており、汚染のないことを確認している。

このため、同時期に施工された処分地内道路のアスファルト舗装下の路盤材についても、町道神子浜線の路盤修繕材や、豊島内の一般廃棄物最終処分場の工事用道路の路盤材として有効利用する。

2. アスファルト舗装下の路盤材の性状等

（1）外観



写真1 アスファルト舗装下の路盤材（中間保管・梱包施設跡地周辺）【参考】
令和3年6月

（2）形状等

中間保管・梱包施設跡地や高度排水処理施設の周辺の路盤については、JIS A5001 道路砕石の規格のものが使用されている。

令和3年6月に品質確認を行ったところ、次のとおり、JIS A5001 道路用砕石の規格を満足していた。（表1）

このため、同時期に施工された処分地内道路部のアスファルト舗装下の路盤材についても、現時点でも利用可能な品質を有していると評価できる。

○規格 クラッシャーラン C-40

○発生量 約 1,100m³

表 1 土質試験結果一覧表

試料番号		令和3年6月7日採取	品質規定	
骨材のふるい分け	ふるいの呼び寸法	50mm (%)	100.0	100
		40mm (%)	100.0	95~100
		20mm (%)	58.0	50~80
		5mm (%)	22.6	15~40
		2.5mm (%)	17.1	5~25
塑性指数 Ip		N.P.	N.P.	

3. 今後の対応

当該アスファルト舗装下の路盤材については、今後土庄町に譲渡し、町道神子浜線の路盤修繕材及び豊島内の一般廃棄物最終処分場の工事用道路の路盤材として、有効利用する方向で対応する。

なお、汚染状態を確認するため、搬出前に、土壤汚染対策法に基づき 900m³ ごとに溶出量試験及び含有量試験を行い、土壤汚染対策法に基づく基準に適合し、問題がないことを確認する。

⑩処分地の整地関連工事（地下水の自然浄化対策の実施期間）、その他施設（⑥-4-4 導水管呑口部）及び⑪地下水浄化関連の改修工事に関する基本計画書（案）

1. 対象となる撤去施設と工事の実施形態

後述する対象施設を撤去後に表 1 に記載の整地関連工事を実施する。なお、施設番号は本検討会資料撤第 16 回Ⅱ／4 別紙 1 で示されたものであり、今後はこれを共通で使用する。

表 1 対象となる撤去施設と工事の実施形態

施設番号	施設名	施設の役割	工事の実施形態
⑩	処分地内整地	雨水の地下浸透及び表層水の排除	各施設*の撤去後。
⑥-4-4	導水管呑口部	表層水の排除	整地関連工事に併せて改修する。
⑪-1	浸透池（区画 11）	雨水の地下浸透	整地関連工事に併せて改修する。
⑪-2	浸透池（区画 30）		
⑪-3	浸透池（D 測線西側）		

※処分地の整地関連工事は、隣接する貯留トレンチ等の撤去と使用する重機が同じで、工程管理を行う上で一体的に施工監理することが効率的と判断したため、(2) その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ）及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設（⑦-2 下流側の排水路）の撤去工事と一括して発注する。

2. 工事の内容

引き渡し時には豊島処分地は、豊島住民会議の了承を得た詳細図面（Ⅱ／5）の図 1 及び 2 の形状・形態とすること、県の管理期間に必要な施設等は引き渡し時まで残置することを踏まえ、整地工事を行う。

整地にあたっては、「処分地の整地工事に関する基本方針」（第 15 回フォローアップ委員会（R4. 7. 9Web 開催））に基づき実施するものとする。

すなわち、処分地での地下水の浄化促進のため、このために処分地は緩やかな傾斜とするとともに適度の雨水滞留機能を持たせる。ただし、雨水貯水の深さは安全性に配慮して最大でも 60cm とし、その高さを調節できるように導水管呑口部の高さを調整可能な構造（挿し板付き）とする。また、HS-⑩、⑳、D 西周辺の浸透池については、自然浄化の促進やリバウンド時の揚水の浸透池として活用するため、法面勾配を緩くするなど浸食の抑制と安全性に配慮した形状としたうえで残置する。これら以外の既存の浸透池（②⑨）は整地工事に合わせて埋め戻す。

土堰堤は引き渡し時には残置することが住民会議との間で合意された。地下水の環境基準の達成までの間、海水の侵入を防ぐため土堰堤の維持・保全是重要であり、その基部等が表層雨水流による浸食を受けないように対処する。また、土堰堤の維持管理を容易にする観点から土堰堤の高さは現状より 1m ほど低い TP+5.0m とし、また海岸側への傾斜も緩くして安全性に配慮する。

表層雨水の最終的な排出先には、住民会議との協議も踏まえ、沈砂池の排水で使用していた西海岸に埋設の導水管（外径 940mm 内径 800mm、埋設深さ上端 TP+1.8m、埋設長 20.5m で吐口部

の海水逆流防止用のフラップゲートは既設)を活用する。処分地中央部の TP+3.2m から呑口部の TP+2.7m に水路を設ける。呑口部は前述したように高さが調節可能な構造とし、コンクリートで嵩上げするなどの改修を実施する。

工事全体は第2次豊島廃棄物等処理技術検討委員会です承された「切・盛バランス切盛土工」により実施する。

なお、本工事に関連する追加的浄化対策の継続/終了については、地下水検討会で検討中であり、その結果により撤去の時期やその対象が変わる場合がある。

実施にあたっては、事前に貯留トレンチ、新貯留トレンチ、下流側の排水路を撤去することや、その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-1 揚水井）及び⑧地下水の観測施設（観測井）の撤去工事と工程調整を行う。

県が管理を行う地下水の自然浄化対策の実施期間の整地関連工事の詳細図面を図1及び2、県の管理期間においては残置し、活用する施設等を表2、撤去対象施設を写真1～2に示す。

表2 県の管理期間では残置する施設等

施設番号	施設名等
⑥-4-3	導水管
⑥-4-4	導水管呑口部
⑥-4-5	豊島のこころ資料館横の側溝
⑥-5	ゲート
⑥-6	電柱
⑧	地下水計測点（区画11）
⑧	地下水計測点（区画30）
⑧	地下水計測点（D側線西側）
⑧	地下水計測点（区画31）
⑧	B5井戸
⑪-1	浸透池（区画11）
⑪-2	浸透池（区画30）
⑪-3	浸透池（D側線西側）



写真1 処分地内の整地の範囲（南より広角撮影）



写真2 処分地内の整地の範囲（東より広角撮影）

3. 工期及び手続き

撤去工事は本検討会にて基本計画書の審議・了承後に発注仕様書を作成し、入札を実施する。今後の手続きについて、表3に示す。

表3 撤去工事の手続き状況等

手続き事項		手続きの内容※
撤去等の実施事業者		未定
工期		R4.9～R5.3（予定）
手続きの状況	基本計画書の審議	第16回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議
	発注仕様書の作成	R4.8 予定 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	未定
	実施事業者の決定	未定
	実施計画書の審議	第17回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議予定

※処分地の整地関連工事は、隣接する貯留トレンチ等の撤去と使用する重機が同じで、工程管理を行う上で一体的に施工監理することが効率的と判断したため、(2) その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ）及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設（⑦-2 下流側の排水路）の撤去工事と一括して発注する。

4. 順守すべきガイドライン及びマニュアル等

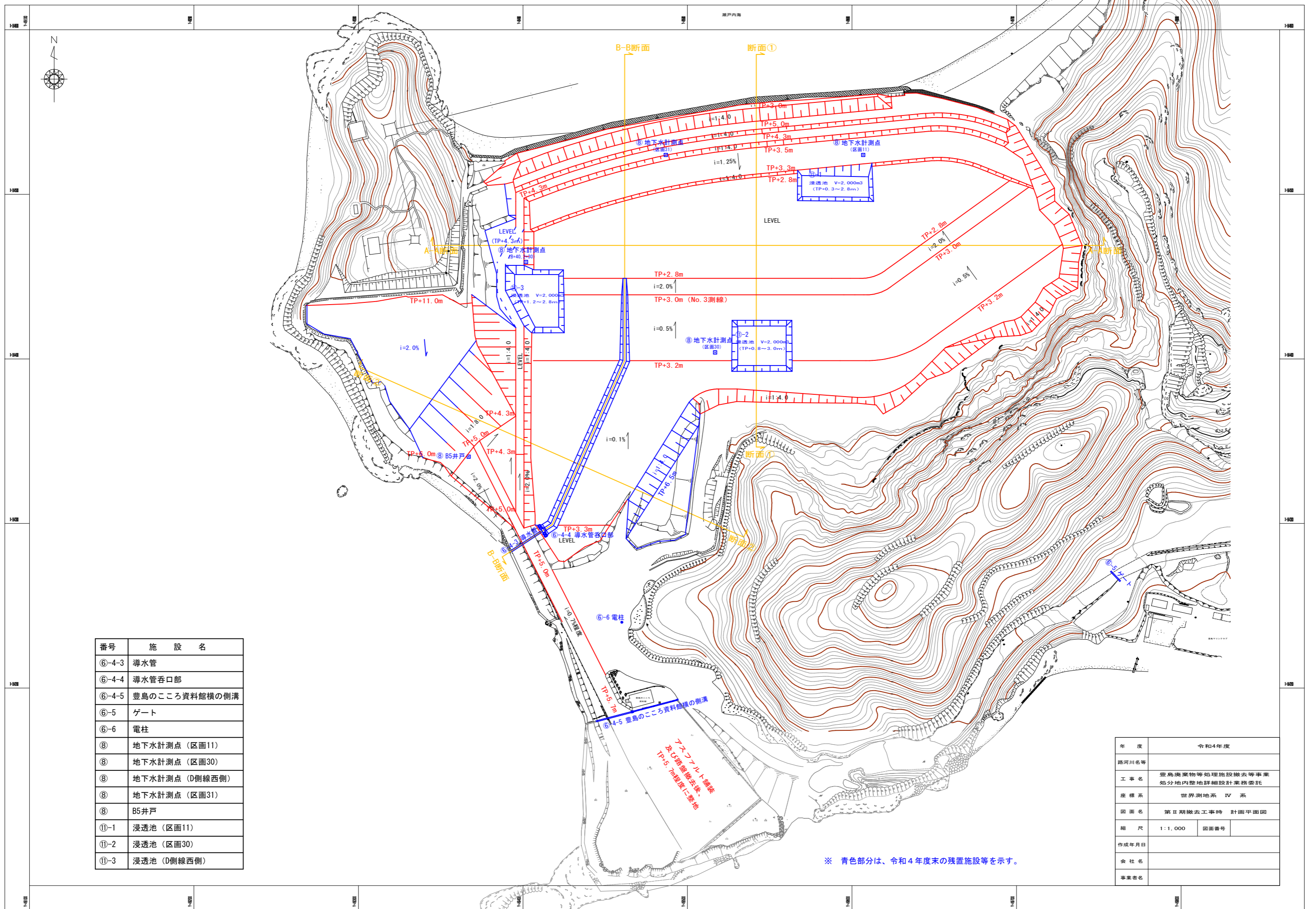
撤去工事の実施に当たっては、「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針（令和2年11月3日策定）」及び「Ⅲ.6-1 豊島専用栈橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル（令和4年3月11日策定）」等関連ガイドライン、マニュアル等に準拠する。

5. 今後の予定

今後、基本計画書(案)について、本検討会で審議いただき、そこで了承を得たうえで発注手続きを開始する。具体的な工事の内容については、受注業者決定後に撤去検討会にて実施計画書(案)を審議することとしている。

なお、今後の地下水検討会の検討結果により、撤去の時期やその対象が変わる場合があるが、

その際には実施計画書において変更内容を反映させる対応としたい。



番号	施設名
⑥-4-3	導水管
⑥-4-4	導水管呑口部
⑥-4-5	豊島のこころ資料館横の側溝
⑥-5	ゲート
⑥-6	電柱
⑧	地下水計測点 (区画11)
⑧	地下水計測点 (区画30)
⑧	地下水計測点 (D側線西側)
⑧	地下水計測点 (区画31)
⑧	B5井戸
⑪-1	浸透池 (区画11)
⑪-2	浸透池 (区画30)
⑪-3	浸透池 (D側線西側)

年度	令和4年度		
路河川名等			
工事名	豊島廃棄物等処理施設撤去等事業 処分地内整地詳細設計業務委託		
座標系	世界測地系 IV 系		
図面名	第Ⅱ期撤去工事時 計画平面図		
縮尺	1:1,000	図面番号	
作成年月日			
会社名			
事業者名			

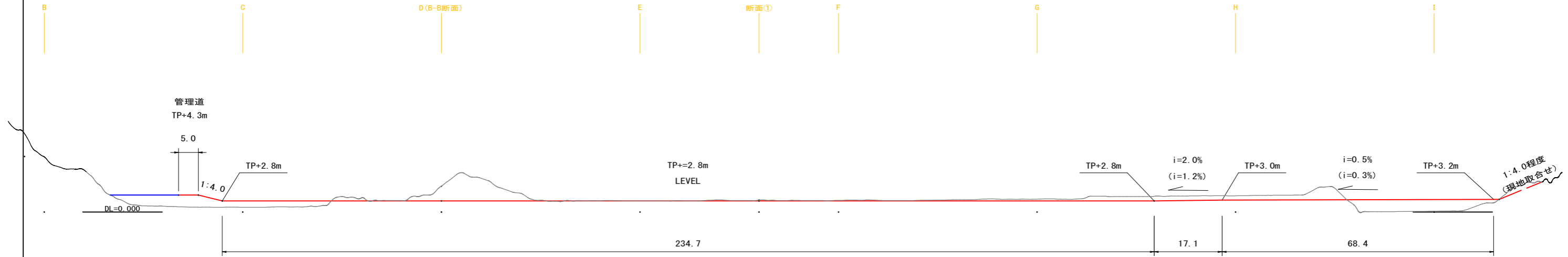
※ 青色部分は、令和4年度末の残置施設等を示す。

図1 第Ⅱ期工事時の整地計画図 (平面図)

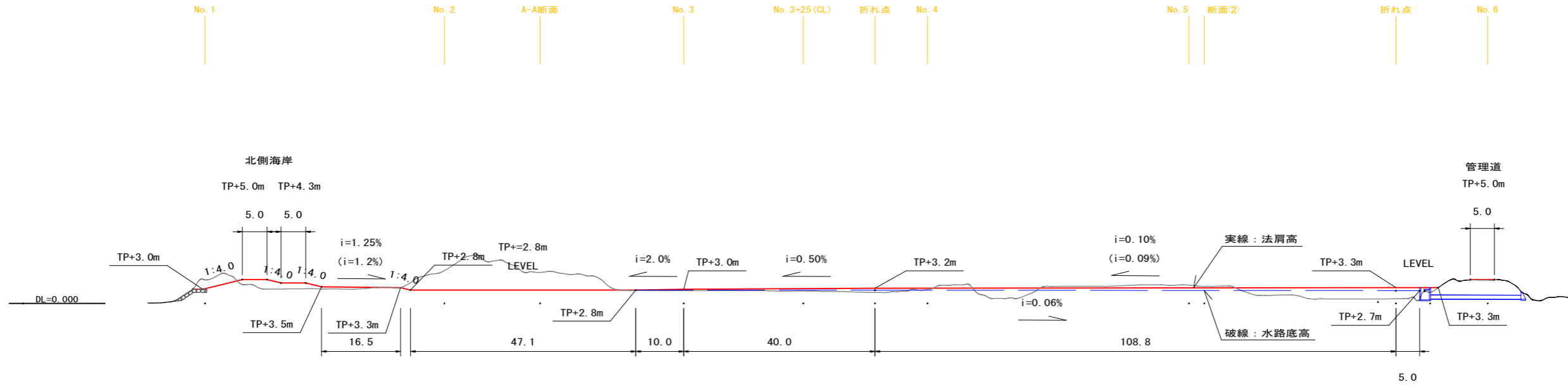
標準断面図 (1)

S=1: 500 (A1)
S=1: 1,000 (A3)

A-A断面



B-B断面



※ 青色部分は、令和4年度末の残置施設等を示す。

※ ()内の数字は合成勾配

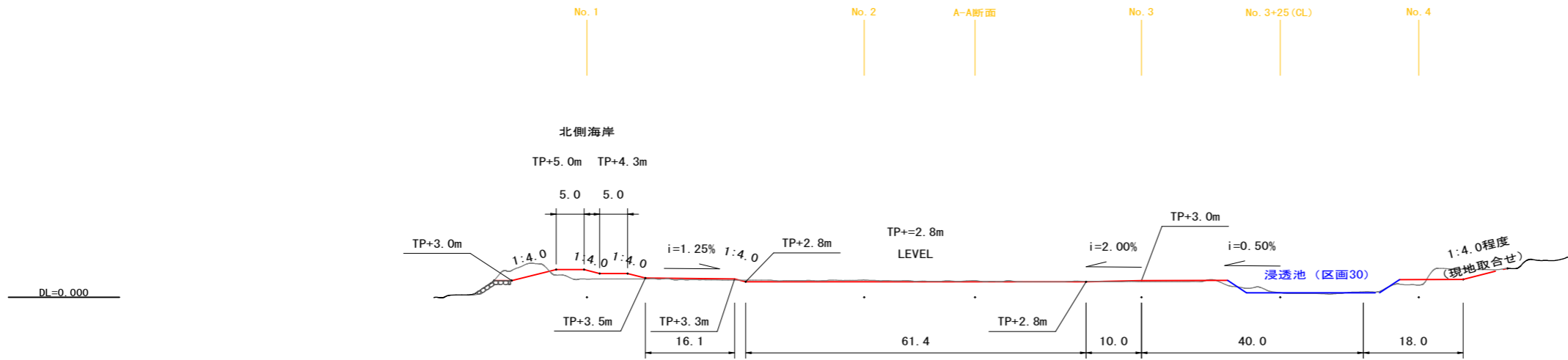
年度	令和4年度	
路河川名等		
工事名	豊島廃棄物等処理施設撤去等事業 処分地内整地詳細設計業務委託	
座標系	世界測地系 IV 系	
図面名	標準断面図 (1)	
縮尺	1: 500	図面番号
作成年月日		
会社名		
事業者名		

図2 第II期工事時の整地計画図 (標準断面図 (1))

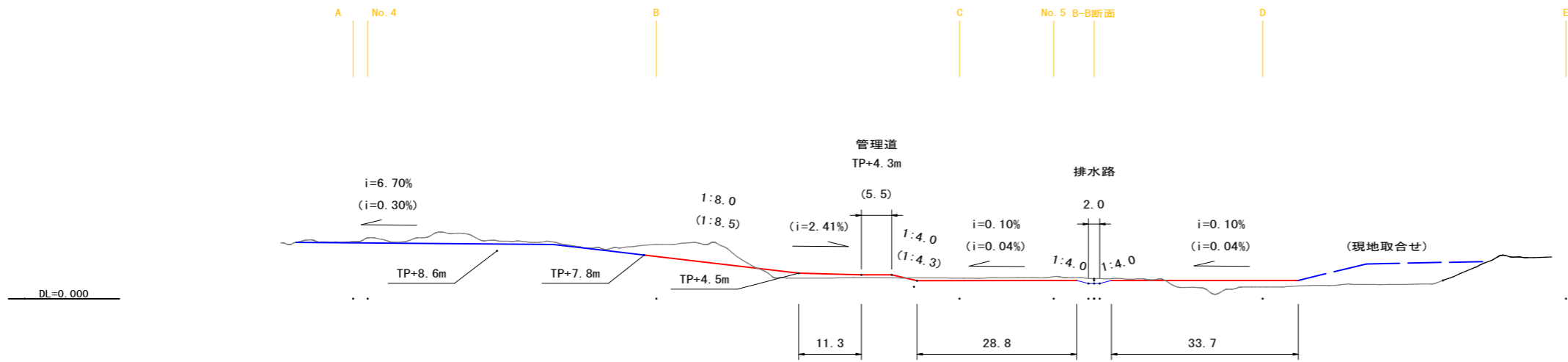
標準断面図 (2)

S=1: 500 (A1)
S=1: 1,000 (A3)

断面①



断面②



※ 青色部分は、令和4年度末の残置施設等を示す。

※ ()内の数字は合成勾配

年度	令和4年度		
路河川名等			
工事名	豊島廃棄物等処理施設撤去等事業 処分地内整地詳細設計業務委託		
座標系	世界測地系 IV 系		
図面名	標準断面図 (2)		
縮尺	1: 500	図面番号	
作成年月日			
会社名			
事業者名			

図2 第Ⅱ期工事時の整地計画図 (標準断面図 (2))